

- ・一斉に与える
- ・分割して与えても OK

第9条（休日）

休日は、次のとおりとする。

- ① 日曜日（法定休日）
 - ② 国民の祝日
 - ③ シフトによる休日
 - ④ その他会社が指定する日
2. 作業工程の変更その他の業務の都合により会社が必要と認める場合は、あらかじめ第1項の休日を他の日と振り替えることがある。
 3. 第1項の休日以外の日が、雨天・荒天により正常な施工作業の遂行が困難と会社が判断した場合、当日の午前6時までに従業員に通知の上、その日を休日とし他の日と振り替えることがある。
 4. 第1項の規定にかかわらず、1か月単位の変形労働時間制もしくは1年単位の変形労働時間制の労使協定により別段の定めがされた場合は、休日は労使協定の定めるところとする。
 5. 会社は、所定外労働をさせたとき、または休日に出勤させた時は、代休を与えることができる。

2. 休日

① 法定休日と所定休日

法定休日とは法律で定められた休日のことで、使用者は少なくとも毎週1日の休日、または4週間を通じて4日以上の日を与えなければならないと規定されています。労基法では何曜日を休日とするとか、国民